

議案第51号

下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例

下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年12月10日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

公共下水道事業及び農業集落排水事業の経営状況を的確に把握し、経営基盤の強化を図るため地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の一部（財務規定等）を適用し、公営企業会計へ移行することに伴い整備する必要があるため提案する。

下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備
に関する条例

(南風原町監査委員条例の一部改正)

第1条 南風原町監査委員条例(昭和47年南風原村条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条において準用する場合を含む。)」に、「第199条第6項」を「法第199条第6項若しくは地方公営企業法第27条の2第1項」に改める。

第6条第1号中「第233条第2項」の次に「又は地方公営企業法第30条第2項」を加える。

第8条中「第235条の2第2項」の次に「及び地方公営企業法第27条の2第1項」を加え、「指定金融機関」を「指定金融機関等」に改める。

(南風原町特別会計条例の一部改正)

第2条 南風原町特別会計条例(昭和56年南風原町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、南風原町土地区画整理事業特別会計を設置する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。